

議案第五号

工事請負契約の締結についての議決の一部変更について

次のとおり林道小河内線開設工事に係る工事請負契約の締結についての議決（平成二年七月十九日議決）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成三年二月二十一日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成三年三月拾吉日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

四 契約金額中「五九、七四〇、〇〇〇円」を「六一、六九七、〇〇〇円」に改める。